

◇経営全般に関する支援◇

融資

経営全般

鹿児島市 中小企業融資制度

【産業支援課】 山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① TEL216-1324

◇主な申込要件

- (1) 市内に住所と事業所を有し、6月以上(資金によっては1年以上)継続して事業を営んでいる中小企業者(ただし、創業支援資金は創業経験のない方や事業実績が6月未満の方が対象。街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。)
- (2) 納期の到来している市税を完納していること(本人・連帯保証人)
- (3) 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- (4) 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- (5) 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

◇融資の申込先は、下記の取扱金融機関です。

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、鹿児島みらい農業協同組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

■主な資金

運:運転資金 設:設備資金

資金名/対象者	融資限度額	融資利率	補助後の信用保証料率
産業振興資金 事業振興等に資金が必要な方	運・設 3,000万円	年1.8%~2.4%	年0.23%~1.3% (年0.15%~1.1%)※1
特別小口資金 次の①~③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者(表紙記載) ②市県民税の所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方	運・設 2,000万円 (小規模企業支援資金は既存の保証残高との合計で)		年0.26% (年0.24%)※2
小規模企業支援資金 表紙記載の小規模企業者(NPO法人を除く)	2,000万円 の範囲内)		年0.2%~0.88%
新事業展開支援資金 同一事業を1年以上営み、次の①~④のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う現事業の事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方(移転や増設を除く) ③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものを除く) ④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)	① 運・設 1,200万円 ②③④ 運・設 3,000万円		①② 年0.15%~0.64% (年0.12%~0.48%)※3 ③ 年0.15%~0.64% ④ 年0.09~0.38%
街なかリノベーション推進資金 市内の空き店舗等を活用して事業を行う本市主催の街なかリノベーション実践セミナー(令和2年度以降開催分に限り)修了者(セミナー修了年度を含め5年度以内の方・事業実績がない方も対象)	運・設 1,000万円	年1.7%~2.3%	
環境配慮促進資金 次の①~④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(環境管理事業所)のいずれかの認証を取得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③次世代自動車(ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車)を購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方	運・設 3,000万円		年0.09%~0.38%
ICT活用促進資金 同一事業を1年以上営み、業務改善や生産性の向上を図るため、ICTの活用促進のための資金が必要な方			

※1 設備資金として利用する場合、運転・設備両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用

※2 NPO法人が利用する場合に適用

※3 本市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、SOHOインキュベーションマネージャーによる個別支援、街なかリノベーション実践セミナー等)の修了者が利用する場合に適用